（変　更　後）	（変　更　前）
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 １．～４．（省略） **５．（スウィングサービス）** （１）　スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①　順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより新貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、新貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。 ②　逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、新貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。 （２）（省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と新貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と新貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。 ③普通貯金と定期貯金間または新貯蓄貯金と定期貯金間の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。 ④普通貯金と定期貯金間または新貯蓄貯金と定期貯金間の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。 （省略） ６．～２３．（省略） 以　上 （2022 年 11 月 4 日現在）	**総合口座（普通貯金無利息型）取引規定** １．～４．（省略） **５．（スウィングサービス）** （１）　スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①　順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより（追加）貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、（追加）貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。 ②　逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、（追加）貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。 （２）（省略） （３）振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と（追加）貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と（追加）貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。 ③普通貯金と定期貯金間または（追加）貯蓄貯金と定期貯金間の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。 ④普通貯金と定期貯金間または（追加）貯蓄貯金と定期貯金間の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。 （省略） ６．～２３．（省略） 以　上 （2022 年 4 月 1 日現在）